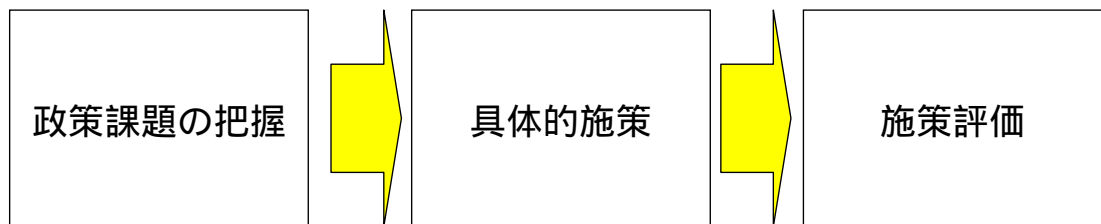


## 調査事項と個別施策との関係

行政施策上の利用については、行政施策の実施段階で主として下記のような段階で利用されることが想定される。

1. 調査対象産業における課題等を把握するための基礎資料としての利用
2. 具体的施策を実施する際の基礎資料としての利用
3. 既に実施している施策の評価のための基礎資料としての利用



**1. 政策を実施するための基礎資料として、まずは施策対象産業の実態を把握する**

例：コンテンツ産業振興のためには、「ポストプロダクション」が重要な役割を果たすのではないかと仮説を検証するための「ポストプロダクション」に関する調査項目（統計調査により得られた事実を基にポストプロダクションへの具体的施策を検討する）

**2. 具体的施策を実施する際の基礎資料として利用**

例：中小企業基本法の特例措置を適用するソフトウェア業を営む中小企業の範囲を検討するために「ソフトウェア業」のデータを利用

**3. 実施した施策を評価するための基礎資料としての利用**

例：「JAPANコンテンツフェスティバル」等、日本のコンテンツ産業の国際展開を加速するための施策を実施しているが、国際展開の状況を把握するための調査項目

### 1. 調査対象産業における課題等を把握するための基礎資料としての利用

施策を検討する前提として、施策の対象となる産業の現況を調べ、当該産業の課題や構造変化等を把握する必要がある。そのため、施策実施課では、特定サービス産業実態調査を利用し、その産業の課題や構造変化等を把握し、施策を検討するための参考資料として利用している。

#### 事例1

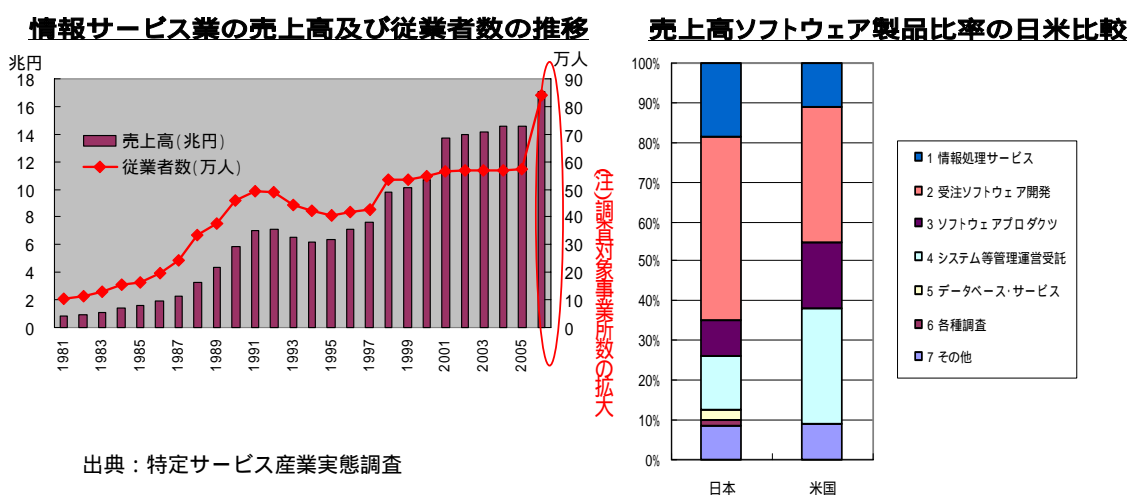
現在、我が国においては、中小企業におけるIT化及び経営効率化が遅れていると言われており、政府としてその推進に向けた施策を検討しているところ。

その中で、特定サービス産業実態調査を利用した日米の情報サービス業における業務の内訳比較（平成 17 年特サビ及び米国労働省資料による比較）により、我が国サービス業は米国と比較して初期投資が大きい受注ソフトウェア開発の占める比率が大きいことが明らかになり、我が国の中小企業におけるIT化が遅れている要因の一つではないかと推測できる。

これを一つの検討資料として、中小企業のIT活用を支援するため、インターネット経

由で情報処理を行うため初期投資が少なく、必要なサービスを従量制又は定額制で提供できる SaaS( )を普及する施策を立案した。具体的には、平成20年度から、財務会計、給与計算等の情報処理サービスを提供する基盤となるシステムの開発を行い、平成21年度末に50万社以上の中小企業が利用することを目指している。

( )SaaS(Software as a Service)・・・インターネット経由で情報処理を行うサービス、SaaSという用語は、ネットワークを介してソフトウェアをオンラインで利用するという点で ASP サービスと似ており、一般的な ASP サービスを指す場合もある。



## 事例2

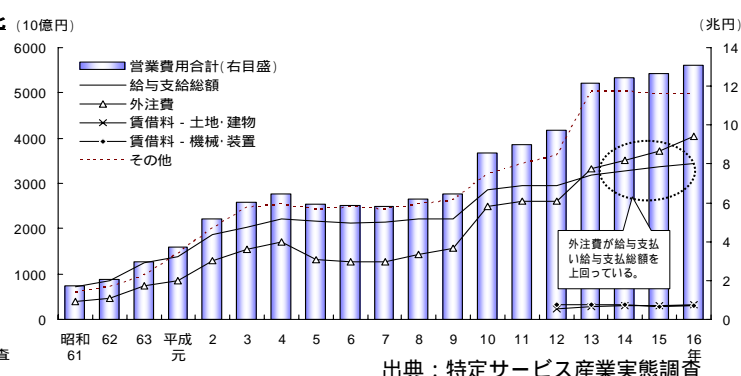
情報サービス業では、情報システムの品質や成果は可視化しにくいいため、取引構造・産業構造が不透明であると言われており、例えば取引価格も人月工数単価により決定されることがほとんどであると言われている。そこで、取引構造・産業構造、情報システムの価値を可視化していくことで、ユーザとベンダの役割分担が不明確であるために契約上の紛争が多発・長期化している現状を解決し、技術の向上や資源投入の効率化に向けた取組を促すとともに、能力ある多様なプレイヤーが多様な機能をユーザに提供できるようにすることが重要であるとされている。

このような中、政府として各種指標・ガイドラインなど産業構造・市場取引を可視化・透明化するツールを整備することを検討しているが、現在における産業構造・市場取引を把握する手段として、例えば特定サービス産業実態調査「情報サービス業」において従業員規模の小さな事業所数が全体の事業所数に占める割合が高く、また営業費用の内訳により、我が国の情報サービス業において、外注費が増加し続けていること等のデータを利用している。

情報サービス業の従業員規模別構成比 (10億円)

従業者規模	事業所数	構成比
4人以下	3,453	21%
5人～9人	3,020	19%
10人～29人	4,856	30%
30人～49人	1,789	11%
50人～99人	1,528	9%
100人～299人	1,199	7%
300人～499人	197	1%
500人以上	220	1%
計	16,262	

(出典)平成18年特定サービス産業実態調査



### 事例3

政府として、コンテンツ産業を今後 10 年間で約5兆円の市場規模拡大を実現することを目指しているが(経済成長戦略大綱)、映像編集・音楽の編集・ナレーションの録音・アフレコや効果音の追加など、映像作品、映画の制作における撮影後の作業等、コンテンツ産業の拡大を図るために重要な役割を持ち、CG技術等の進歩により大きく成長していると考えられるポストプロダクション業に着目しており、未だ市場規模等が把握されていない当該産業の実態を把握することが求められている。そのため、今回の「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」の調査票案では、売上高の内訳として「ポストプロダクション」を特掲した。これにより、ポストプロダクション業の市場規模や部門別事業従事者数、営業費用の状況等を把握し、当該産業に対する施策を検討するための基礎資料が得られる。

## 2. 具体的施策を実施する際の基礎資料としての利用

### 事例1

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」等、各種中小企業立法における業種毎の中小企業者の定義規定の検討に際して、資本金規模別年間売上等を基礎資料として利用している。

例えば、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」における支援の対象となる中小企業の範囲について、ソフトウェア業又は情報提供サービス業においては、資本金額が3億円以下並びに従業員数が300人以下の企業と定義されているが、これらの定義を設定する上で、特定サービス産業実態調査における年間売上高や従業員数等を基礎資料として利用している。

### 3. 既に実施している施策の評価のための基礎資料としての利用

産業構造の変化や動向変化を把握し、施策の評価を行うための基礎資料として利用されている。

#### 事例1

平成 19 年より、我が国コンテンツ産業の国際展開を加速するため、「JAPANコンテンツフェスティバル」を創設し、映画、アニメ、ゲーム等の各種コンテンツ関連イベントを一定期間に開催し、日本が強みを持つマルチコンテンツの総合的な発信の場の整備を目指している。

イベント等実施後の売上高や配給本数について、特定サービス産業実態調査のうち「映像情報制作・配給業」において、国外に対する映画やアニメ等の業務種別年間売上高や邦画、洋画、アニメーションの配給本数等を把握し、我が国コンテンツ産業の国際展開の状況を把握し、施策の評価を行う。

#### 事例2

情報基盤強化税制(情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却 35%又は税額控除 7%を選択適用)においては、新たに SaaS や ASP( )の事業者を適用対象としたが、対象の拡充後の当該事業者の情報化投資の状況を把握するため「インターネット附随サービス業」の「情報通信機器」の営業用固定資産取得額を利用する予定。また、国内情報セキュリティ体制の整備状況を把握するための一つの指標として、「インターネット附随サービス業」において「セキュリティサービス業務」の年間売上高を把握する。

( )ASP(Application Service Provider)・・・インターネット経由でアプリケーションや附随するサービスを顧客に提供する事業者